

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月24日(水) 午後4時から午後4時30分  
2 開催場所 瀬戸市役所4階庁議室  
3 出席委員

## 農業委員

- 1番 伊藤 憲昭  
2番 井上 俊英  
3番 小澤 早由里  
4番 加藤 卓夫  
5番 作石 正太郎  
6番 高島 八十三  
7番 武田 晴光  
8番 長江 和春 欠  
9番 中村 征実  
10番 藤井 義廣  
11番 矢野 洋三  
12番 横道 厚子

## 農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成  
2番 江尻 雅之  
3番 大澤 憲男  
4番 加藤 晴次  
5番 藤田 茂夫  
6番 前田 晴美  
7番 松原 清  
8番 山田 泰司

(出席 19 )

## 4 議事日程

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第6号議案	農用地利用集積計画の変更について	3 件
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	10 件
報告第2号	農地改良届出書について	1 件
報告第3号	農作業料金・農業労賃に関する調査票について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会1月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の8番 長江 和春（ながえ かずはる）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

5番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）委員、

6番 高島 八十三（たかしま やそみ）委員を指名いたします。

（第1号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

説明の前に、議案書の差し替えがございます。机上の資料にてご確認をお願いいたします。申請地は、登記地目、現況地目ともに畑の2筆で面積は852㎡です。

当該農地は渡人が相続したものですが、住所地から遠く営農に苦慮しており、今までも受人が耕作を行っていましたが、実情に合わせ申請するものです。受人は、農機具を複数所有しており、申請地までは車で6分と通作条件にも問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第1号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第1号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第1号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第2号議案)

議長 続きまして、第2号議案ですが、第5号の農地法5条の許可申請に関わる申請となりますので、第5号議案と同時に事務局から説明を行い、審議させていただきます。

(第3号議案)

議長 では、続きまして「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、議案書の差し替えがございます。机上の資料にてご確認をお願いいたします。申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の1筆で、面積は

1, 068㎡、目的は資材置場兼駐車場です。

立地基準は、支所から300m以内の区域で、第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北と南側は田、西側は用悪水路、東側は道路となります。

北、西、南側には土留めコンクリートと金属パネルを新設するため、土砂等の流出の心配はありません。排水は、砂利敷きのため基本自然浸透ですが、集水しきれない水については、敷地内に集水枡を設置し、南西に設置する最終枡を通し、西側水路に排水します。農事組合の排水承諾書が添付されています。

他法令は、土地利用調整条例に該当し、調整が終了しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第3号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第3号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第3号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認することに決しました。

                  (第4号議案)

議長           続きますして「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局        申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は115㎡、目的は駐車場です。

                  立地基準は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

                  申請地周辺の状況は、北側は赤道<sup>あかみち</sup>、西側は申請人所有の雑種地、南側は道路、東側は畑となります。

                  東側には小堤を設け、土砂等の流出を防ぎます。排水は、砂利敷きのため基本自然浸透ですが、集水しきれない水については、道路側溝に排水します。

                  他法令は特にありません。なお、本申請は、許可前に砂利が敷かれるなど、転用のための工事の一部が行われているため、始末書が添付されております。

                  以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

                  第4号議案につきましては以上です。

議長           事務局の説明は終わりました。第4号議案について、ご質疑はございませんか。

                  (なし)

議長           特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。  
第4号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第5号議案)

議長

続きまして「第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と、合わせて「第2号議案 農地法3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目共に畑の1筆で、筆の面積は1,790㎡ですが、事業面積は952.5㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。なお、農地転用許可後に分筆予定で、測量が完了しております。

立地基準は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北側は道路、西と南側は申請地の残地で畑、東側は登記上畑ですが、以前に農地転用許可を受けた別事業者の太陽光発電設備が設置されています。

西と南側には小堤を設け、土砂等の流出を防ぎます。排水は、基本自然浸透ですが、集水しきれない水については、申請地南西に集水柵を設置し、暗渠<sup>あんきょ</sup>管を通して道路側溝に排水します。以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第2号議案は、暗渠管理設に係る区分地上権設定のための申請で、面積は1,257㎡です。

農地の地中に排水管を埋設する場合、農地法3条による許可を受ける必要があるため、本申請が農地法5条の申請と合わせて提出されたもので、許可できるものと考えます。

第2号議案、第5号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第2号議案、第5号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 3条は農地を農地のまま使用する場合の申請ではないのですか。

事務局 原則はそうですが、本件は特別な申請で、農地の地中に配水管を埋設する場合は3条の申請になります。地中に区分地上権を設定するもので、地上は農地のまま使用してもよいとなっています。

藤井委員 3条の何項ですか。

事務局 確認いたします。

藤井委員 これを認めてしまうと何でもありになってしまいませんか。

事務局 以前にも同様の申請がでています。その際は県へ進達後に指摘を受け、5条申請の翌月に区分地上権を設定する3条申請をしています。

藤井委員 3条は配水管部分で必要で、地上の太陽光設備は5条ということですか。

事務局 はい。分筆しているため、転用部分以外は農地として残っており、その権利設定をするには3条しかないということです。

藤井委員 農地として残っている部分はどれだけですか。

事務局 地上はすべて農地として残っており、地中に配水管を埋設する部分だけを3条申請しています。

藤井委員 農地としては残っているのですね。

事務局 そうです。

事務局 さきほどの藤井委員からのご質問に回答いたします。  
農地法3条第1項に「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は、地上権（略）の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には（略）」と記載があります。本件は地上権の申請なので3条申請となっております。

藤井委員 わかりました。ただ、1,000㎡以下に抑えて地元周知もなく手続きをするのは悪徳業者が使う手法です。私は農業委員会を軽く見られている気がしており、何か方法を考えないといけないのではないかと思います。

事務局 面積については我々も申請時に確認をしており、広い面積では管理が大変になること、目標としている発電量が達成できることから、この面積での申請となっております。1,000㎡を切っている以上は土地利用調整条例や太陽光条例はかからないという所でご理解いただければと思います。

藤井委員 1,000㎡は市条例ですよ。行政が対処できないのであれば立法で対応していかないといけないと思います。市条例で農業委員会で対処できないのであれば土地部局で守ってもらわないといけないと思います。

事務局 都市計画課とも情報共有させていただきます。

江尻委員 申請地ですが道路側の法面が崩れそうになっています。  
U字溝が詰まっており、雨水が道路に流れるのではないかと心配です。

事務局 残置部分の法面ですか。

江尻委員 そうです。

事務局 業者にはその旨伝えさせていただきます。

藤井委員 申請書にきちんと記載をすれば、業者も対応しますが、事務局が口頭で伝えるだけでは聞く耳をもたないと思います。地元が迷惑をしないようにしなければいけないと思います。

議長 その他よろしいでしょうか。  
特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。  
第2号議案、第5号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第2号議案、第5号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第6号議案)

議長

続きまして、「第6号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1、2の農地は、今まで利用権設定を行わず耕作を行っていましたが、実情に合わせ利用権を設定するものです。番号3の農地は、営農規模の拡大を考えていた受人が農地を検索したところ、土地所有者と合意に至ったことから本申請に至りました。なお、受人は全体の面積のうちの一部を耕作し、残りの部分については所有者が耕作を行います。番号4の農地は以前に利用権を設定した農地の設定期間が満了することに伴い、再度利用権を設定するものです。受人につきましては、現在設定されている者と変わりありません。以上より、3件とも利用権設定することに支障はありません。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第6号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第6号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

磯村委員 現地を確認してきました。申請地以外でも耕作をされている田がありましたが、申請されていないのには何か理由があるのですか。

事務局 受人の所有地または所有者の都合で利用権設定されていない、もしくは調整中だと思います。

磯村委員 現地は畔もなく1枚に見えますが、実は地番が違っているということですか。

事務局 そうですね。見た目は1枚ですが、地番が違うため、そちらは利用権設定されていないということです。

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第6号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第1号から第3号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の届出については10件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第2号 農地改良の届出については1件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第3号 「令和5年農作業料金・農業労賃に関する調査の実施」について農業会議から依頼がありましたが、回答は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会1月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。